

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	湯梨浜町

湯梨浜町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 湯梨浜町産業振興課
所 在 地 湯梨浜町大字久留 1 9 番地 1
電 話 番 号 0 8 5 8 - 3 5 - 5 3 8 5
F A X 番 号 0 8 5 8 - 3 5 - 5 3 8 7
メールアドレス ysangyo@yurihama.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、アライグマ、ハクビシン、ニホンイタチ・シベリアイタチ（以下「イタチ類」という）、テン、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」という）、カワウ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	湯梨浜町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積（a）	金額（千円）
イノシシ	果樹（梨）・水稻・イモ類	212.3	3,591
ニホンジカ	果樹（梨） 造林木（クヌギ・ヒノキ）	-	-
ヌートリア	水稻・野菜（スイカなど）	1.7	19
アライグマ	—	-	-
ハクビシン	果樹（梨など）	8.8	665
イタチ類	イモ類	0	0
テン	果樹（ぶどうなど）	-	-
カラス類	果樹（梨など）	24.1	1,832
カワウ	淡水魚（アユ・フナなど）	-	-

(2) 被害の傾向

○イノシシ

令和2年度から令和6年度にかけて捕獲数は増減があるものの多い傾向であり、近年の被害は増加傾向にある。主な被害作物は、梨・水稻であるが、従来、山間部の梨果樹園を中心に被害が発生していたところ、近年は里部・平野部の水田や果樹園で多く目撃・被害が発生するようになり、状況に即した被害対策が必要となっている。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
被害額(千円)	13,064	1,259	796	2,639	3,727
被害面積(a)	300	114	74	138	220.9

○ニホンジカ

令和6年度の捕獲数は119頭を数え、町内において里部への出没や果樹園への侵入・樹皮の食害による被害が発生し、町内全域での被害対策が

必要となっている。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
被害額(千円)	—	—	—	—	—
被害面積(a)	—	—	—	—	—

○ヌートリア

令和6年度の捕獲数は121頭を数え年々増加しており、畦畔に穴を開けることや食害の被害が毎年発生している。これまで、東郷池周辺の水田や水路、天神川付近の水路での目撃であったが、近年は町全域での目撃があり、特定の地域から町全域での被害対策を講じる必要がある。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
被害額(千円)	—	—	—	28	18
被害面積(a)	—	—	—	2.7	1.7

○アライグマ

町内では令和3年度以降、東郷地区で3頭、泊地区で5頭、羽合地区で1頭捕獲されている。目撃情報や捕獲が町内全域に広がっており、被害拡大前に対策を講じる必要がある。

○ハクビシン

鳥取県東部及び中部で急激に果樹被害および捕獲が報告されており、確認生息分布が広がってきている。町内でも梨・ぶどうを中心とした被害や農家の目撃情報があつたことから、町内での被害対策が必要である。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
被害額(千円)	—	—	—	—	403
被害面積(a)	—	—	—	—	5.3

○イタチ類

近年、農業被害報告があり、被害面積および被害額ともに少額であるが被害拡大する前に、町内全域での被害対策が必要となっている。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
被害額(千円)	—	—	—	18	3
被害面積(a)	—	—	—	0.4	0.3

○テン

町内で被害が発生。農業被害は、ブドウで確認されている。収穫前の果実を落したり、袋に穴を開け果実を食害する被害が確認されている。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
被害額(千円)	—	—	—	4	—

被害面積(a)	—	—	—	0.1	—
---------	---	---	---	-----	---

○カラス類

町内全域で被害が発生。農業被害は、梨・ブドウ等で、収穫前の果実を落としたり、袋に穴を開け果実を食害するほか、春先の花芽の被害も確認されており、生ゴミを散らかす等の生活被害も発生している。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
被害額(千円)	603	—	98.8	—	1,832
被害面積(a)	10	—	1.3	—	24.1

○カワウ

直接の被害額の把握はできていないが、町内の天神川流域・東郷池周辺に多数生息しており、遡上してきたアユや保護育成しているフナ等を食害している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和9年度）
イノシシ	220.9a 3,727 千円	154.6a 2,609 千円
ニホンジカ	—	—
ヌートリア	1.7a 19 千円	1.2a 13 千円
アライグマ	—	—
ハクビシン	5.3a 403 千円	3.7a 282 千円
イタチ類	0.3a 3 千円	0.2a 2 千円
テン	—	—
カラス類	24.1a 1,832 千円	16.9a 1,282 千円
カワウ	—	—
合 計	252.3a 5,984 千円	176.6a 4,188 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○イノシシ・ニホンジカ 捕獲員の活動費等、必要な経	○イノシシ・ニホンジカ 被害を受けた農家からの要請

費を補助している。 協議会で購入した「はこわな」「くくりわな」を実施隊員に貸出し、地元住民は餌の交換や見回り等の捕獲補助を行い、捕獲従事者が捕獲及びその処理を行い、連携した捕獲を行っている。あわせて、効果のある捕獲対策を図るためセンサーカメラ等により獣種を特定し対策を講じるよう対応している。	に応じて調査・わなの設置等により対策を講じているが、被害地域の隊員数の不足により迅速に対応できない地域がある。 イノシシについては、近年、里部への出没が増加し、水田に侵入する事例が多発する等、生息域が拡大傾向にある。
○ヌートリア・アライグマ 外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、それに基づき捕獲を推進している。 また、町で捕獲器材（はこわな）を購入し、有害鳥獣捕獲許可を出した狩猟免許所持者・講習を受けた捕獲従事者に貸与して、捕獲していただいている。	○ヌートリア・アライグマ 捕獲技術に差があることや、実際に活動されている捕獲従事者が少なく、地元からの要請に応じた迅速な対応ができない地域がある。 ヌートリア・アライグマ防除実施講習会の開催により、捕獲従事者のさらなる育成、確保に努める必要がある。
○カワウ 特になし	○カワウ 鳥獣被害対策実施隊および猟友会員について、被害を受けている漁業者の要請に迅速に対応できる人員が不足している。今後、狩猟者の育成、確保に努める必要がある。特に近年は第1種・第2種銃猟免許を取得される方がいないことが問題である。
○ハクビシン 町で捕獲器材（はこわな等）を購入し、有害鳥獣捕獲許可を出した狩猟免許所持者・講習を受けた捕獲従事者に貸与して、捕獲していただいている。	○ハクビシン 鳥取県東部及び中部で分布が拡大、町内でも農業被害が発生し、目撃情報もある。県外ではイチゴ、ブドウ等で大きな被害が発生しており、町内での被害が懸念される。外来種であり、捕獲奨励を含めた

		捕獲強化を行い、速やかに捕獲する必要がある。
	○イタチ類・テン 町で捕獲器材（はこわな）を購入し、有害鳥獣捕獲許可を出した狩猟免許所持者・講習を受けた捕獲従事者に貸与して、捕獲していただいている。	○イタチ類・テン 町内での被害は少ないが、近年目撃や被害報告がある。被害が拡大する前に、速やかに捕獲する必要がある。
	○カラス類 梨を中心に被害がある。年２回の一斉捕獲に加え、実施隊員による随時捕獲を行っている。	○カラス類 カラス類は対策への適応能力が高く、対策に多大なコストや労力を要している。
防護柵の設置等に関する取組	○侵入防止柵の設置・管理 被害を受けている集落や、果実・水田の生産組合が中心となって侵入防止柵を設置しているが、集落としてまとまりが難しく個別柵にならざるを得ない状況が続いている。	○侵入防止柵の設置・管理 ほ場整備されていない果樹園が多いという地域性、耕作放棄地の急増、複数の地域からの入り作の増加と言った要因から、集落全体の農地を囲う取り組みが難しく、侵入防止柵の設置効果が十分発揮されていない。近年は被害が里部に広がる傾向にあり、設置要望がある地区については、話し合いを充分に行い、集落全体による侵入防止柵の設置するように促進する。
生息環境管理その他の取組	○緩衝帯の設置、放任果樹の除去 被害を受けている集落や、果実・水田の生産組合に緩衝帯の設置、放任果実の除去の助言している。	○緩衝帯の設置、放任果樹の除去 耕作放棄地の増加により管理不足のほ場が増え、イノシシ等の生息域が集落や農地周辺に及んでいる。また、果樹園が多い地域性のため放任果実が問題である。

（５）今後の取組方針

○全鳥獣対象

侵入防止柵設置については、未整備の地区を中心に整備を進める。整備にあたっては集団的に取り組むことを原則とし、適切な管理のための研修会を実施する。また、侵入防止柵と一体的な運用するはこわな・くくりわなを

湯梨浜町鳥獣被害対策協議会が購入整備し、効率的な捕獲を図るとともに、捕獲実績が少ないものについては設置方法や場所を再検討するなど、効率的な捕獲を行うための指導・支援を行う。

これに加え、捕獲従事者確保・維持のため、町独自の狩猟免許取得経費に対する補助の創設や、就農した町役場職員OBや退職就農者など農業者等への狩猟免許取得促進などを行い、要望に即応できる隊員数の増加を目指す。

○イノシシ

侵入防止柵の整備・管理による被害軽減、また一体的に運用するはこわな・くくりわなを整備し、効率的な捕獲を図るとともに、捕獲実績が少ないわなについては、設置方法や設置場所を再検討するなど、効率的な捕獲を行うための指導・支援を行う。また、有害鳥獣捕獲者に対し、監視機能等のある機器購入について一部支援を行う。

あわせて、農家を中心とした鳥獣被害防止活動として、誘因物や餌となる農作物残さの処分やヤブ等を刈り払う緩衝帯の設置に取り組むよう、啓発を行っていく。また、捕獲奨励金により通年の捕獲強化に努める。

○ニホンジカ

侵入防止柵の整備・管理による被害軽減、また一体的に運用するはこわな・くくりわなを整備し、効率的な捕獲を図るとともに、捕獲実績が少ないわなについては、設置方法や場所を再検討するなど、効率的な捕獲を行うための指導・支援を行う。また、有害鳥獣捕獲者に対し、監視機能等のある機器購入について一部支援を行う。

あわせて、農家を中心とした鳥獣被害防止活動として、誘因物や餌となる農作物残さの処分に取り組むよう、啓発を行っていく。また、捕獲奨励金により通年の捕獲強化に努める。

○ヌートリア・アライグマ

町主催の講習会を定期的開催し、捕獲に対応できる人員の確保を行っていく。講習会等を受講することで、町全域での狩猟免許を所持していない農家等でもヌートリア・アライグマを捕獲できる体制を整備・促進し、年間を通じた迅速な捕獲を実施する。

ヌートリアについては、農作物への被害を最小限に留め、地域からの可能な限りの排除を目指す。

アライグマについては、目撃情報等があった場合、速やかに捕獲対応し、地域への定着を阻止する。

○ハクビシン

町内で梨を中心に大きな被害を出している外来種であり、農家からの農業被害報告や目撃情報があった場合、速やかに捕獲対応し、地域への定着を阻止す

る。

○イタチ類・テン

イタチ類・テンについては、実施隊員への「はこわな」の貸出による捕獲を実施する。目撃情報等があった場合、速やかに捕獲対応し、被害の拡大を防ぐ。

○カラス類

年数回の一斉捕獲以外に、果樹収穫前の7月頃にも銃を使った捕獲を徹底する。農家への啓発活動を行い、くず梨等の摘果物の除去や、テグスやネット張りにより、農作物に寄せ付けない対策を徹底する。

○カワウ

淡水魚等の産卵期や育成期の被害を防止するため、稚魚の放流時期（5月～10月）から適切な時期を選定し、追い払いや捕獲を実施することで、漁業資源の保護対策を徹底する。

町独自の免許取得助成制度などを活用して、第1種・第2種銃猟免許の取得を推進し、要請に対応できる人員の確保を目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊を設置し、農業者等の捕獲要請に応じて捕獲活動を実施している。

【鳥獣被害対策実施隊 構成状況】

銃猟従事者 18人 わな猟従事者 49人

※銃猟とわな猟の複数許可取得者あり。

（令和6年12月末現在）

【活動・支援の内容】

実施隊員に対し、国の鳥獣交付による活動費支援及び県・町の捕獲奨励金、町単費による実施隊員報酬としての実施隊員の捕獲活動を支援している。また、鳥獣被害対策協議会が準備するはこわな・くくりわなの貸与を行い捕獲強化を図っている。あわせて、実施隊員を含む有害鳥獣捕獲従事者に対し、町単費による捕獲や見回りの省力化・効率化を図るため、監視装置や捕獲通知機器の購入に対する一部購入費補助支援、狩猟免許と狩猟者登録の取得及び更新に係る費用の一部補助を実施している。

また、ヌートリア・アライグマについては、外来生物法に基づく特定外来種防除計画を策定し、農家等の地域住民が参加した捕獲体制を整備している。

【捕獲従事者の登録状況】 46人（令和6年12月末現在）

--

(2) その他捕獲に関する取組

令和7年度	イノシシ	・ 狩猟免許取得補助等の活用による狩猟者の養成・確保 ・ 町広報誌、防災無線等を活用した注意喚起 ・ ヌートリア、アライグマの捕獲と安全に関する講習会の開催による捕獲従事者の確保 ・ はこわな、くくりわなの整備
	ニホンジカ	
	ヌートリア	
	アライグマ	
	ハクビシン	
	イタチ類	
	テン	
	カラス類	
	カワウ	
令和8年度	イノシシ	・ 狩猟免許取得補助等の活用による狩猟者の養成・確保 ・ 町広報誌、防災無線等を活用した注意喚起 ・ ヌートリア、アライグマの捕獲と安全に関する講習会の開催による捕獲従事者の確保 ・ はこわな、くくりわなの整備
	ニホンジカ	
	ヌートリア	
	アライグマ	
	ハクビシン	
	イタチ類	
	テン	
	カラス類	
	カワウ	
令和9年度	イノシシ	・ 狩猟免許取得補助等の活用による狩猟者の養成・確保 ・ 町広報誌、防災無線等を活用した注意喚起 ・ ヌートリア、アライグマの捕獲と安全に関する講習会の開催による捕獲従事者の確保 ・ はこわな、くくりわなの整備
	ニホンジカ	
	ヌートリア	
	アライグマ	
	ハクビシン	
	イタチ類	
	テン	
	カラス類	
	カワウ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
○イノシシ					
年間500頭を目標とする。					
年度	R2	R3	R4	R5	R6

捕獲数	562	660	339	383	426
-----	-----	-----	-----	-----	-----

○ニホンジカ

年間１４０頭を目標とする。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数	42	57	87	101	119

○ヌートリア

年間１４０頭を目標とする。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数	50	48	84	99	121

○アライグマ

年間５頭を目標とする。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数	—	3	1	4	1

目撃情報等があった場合、速やかに対応し、地域への定着を阻止する。

○ハクビシン

年間２０頭を目標とする。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数	—	—	—	—	8

目撃情報等があった場合、速やかに対応し、地域への定着を阻止する。

○イタチ類

年度	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数	—	—	—	—	1

○テン

年度	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数	—	—	—	—	—

○カラス類

年間１０羽を目標とする。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数	3	—	—	—	—

○カワウ

目撃情報が増加しており、今後、急激に被害が増加、拡大することが予想さ

れ、全国的に深刻な問題になっていることもあり、地域から目撃情報を集め効果的な捕獲体制を整備する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	500	500	500
ニホンジカ	140	140	140
ヌートリア	140	140	140
アライグマ	5	5	5
ハクビシン	20	20	20
イタチ類	随時	随時	随時
テン	随時	随時	随時
カラス類	10	10	10
カワウ	随時	随時	随時

捕獲等の取組内容
○捕獲手段：はこわな、くくりわな、銃。 ○捕獲時期：通年実施を予定。 ○捕獲予定場所：営農者や各集落より被害報告のある地域や被害があった地域を中心に捕獲実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	電気柵 10,000m	電気柵 10,000m	電気柵 10,000m
ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵 6,000m	ワイヤーメッシュ柵 6,000m	ワイヤーメッシュ柵 6,000m
ヌートリア	ネット柵 500m	ネット柵 500m	ネット柵 500m

	(再編整備)	(再編整備)	(再編整備)
--	--------	--------	--------

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ ヌートリア	果実・水田の生産組合による適切な設置、維持管理。	果実・水田の生産組合による適切な設置、維持管理。	果実・水田の生産組合による適切な設置、維持管理。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ ハクビシン イタチ類 テン カラス類 カワウ	集落や果実・水田の生産組合に緩衝帯の設置、侵入防止柵の維持管理等の徹底、放任果実の除去の助言を行う。
令和8年度	イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ ハクビシン イタチ類 テン カラス類 カワウ	集落や果実・水田の生産組合に緩衝帯の設置、侵入防止柵の維持管理等の徹底、放任果実の除去の助言を行う。
令和9年度	イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ ハクビシン イタチ類 テン	集落や果実・水田の生産組合に緩衝帯の設置、侵入防止柵の維持管理等の徹底、放任果実の除去の助言を行う。

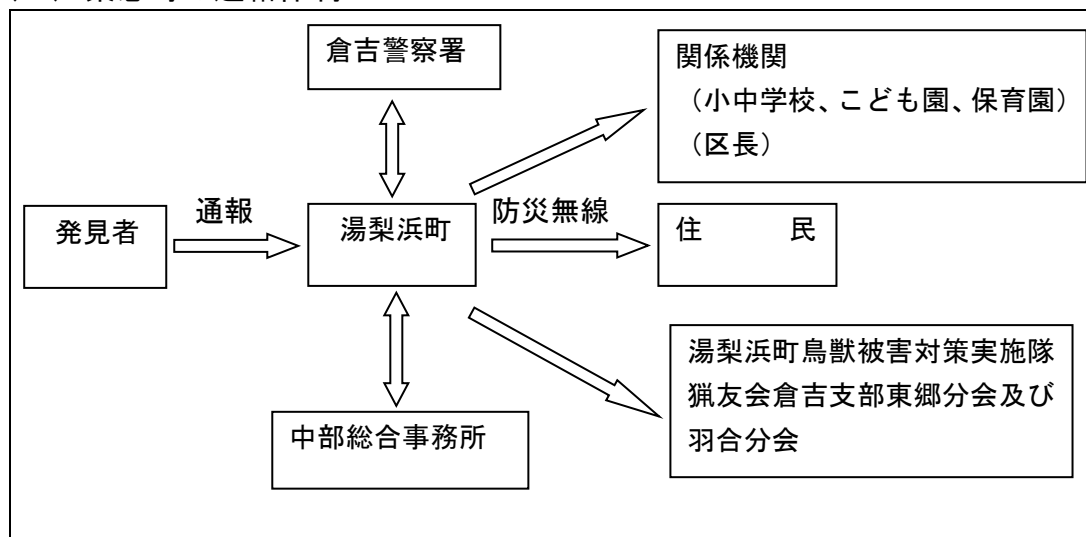
	カラス類 カワウ	
--	-------------	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
湯梨浜町	・ 緊急パトロール（産業振興課） ・ 住民への注意喚起、関係機関への情報伝達 産業振興課 →（総務課 防災対策係→所轄警察署・出沒地域自治会長） （教育総務課 →小中学校） （子育て支援課→こども園、保育園） →鳥取県中部総合事務所 →地元猟友会・湯梨浜町鳥獣被害対策実施隊 隊員 ・ 緊急パトロールおよび緊急捕獲
鳥取県中部総合事務所	・ 町と連携、指導助言
倉吉警察署	・ 緊急パトロール、住民への注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、捕獲現場での埋設や自家消費を基本とし、適切に処理を行う。埋設や自家消費が困難な場合には、倉吉市内のほうきリサイクルセンターに搬入できるが、1日当たりの処理能力に限りがあるため、搬入する場合は、調整したうえで搬入を行い、焼却処分する。
イノシシ及びシカについて、できるだけ食肉として利活用できるよう、処

理加工施設に持ち込んで処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在、イノシシについては、従事者が自家消費等を行うのが大半である。また、一部は、イノシシとシカを処理している倉吉市内の解体処理施設（日本猪牧場）へ搬入することで、解体処理施設が処理した肉を、食肉として県内外に販売されている。なお、「日本猪牧場」及び「ほうきジビエ推進協議会」とジビエ肉の普及推進等について情報共有と連携を図り、日本猪牧場において、捕獲個体のジビエ利用搬入確認を行い、食肉利用促進を行う。
ペットフード	現時点での利用なし。今後利用の推進を検討する。
皮革	現時点での利用なし。今後利用の推進を検討する。
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等での と体給餌、学術研究等）	現時点での利用なし。今後、状況に応じて検討する。

(2) 処理加工施設の取組

—

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
湯梨浜町	・被害防除に関すること ・捕獲対策に関すること ・協議会の運営に関すること
鳥取中央農業協同組合	・被害防除に関すること

	・ 捕獲対策に関する事 ・ 協議会の運営に関する事
鳥取県農業共済組合中部支所	・ 被害防除に関する事 ・ 鳥獣による農業被害に関する事 ・ 協議会の運営に関する事
鳥取県猟友会倉吉支部東郷分会及び羽合分会	・ 鳥獣捕獲体制に関する事 ・ 担い手研修に関する事 ・ 捕獲技術の研修等に関する事
湯梨浜町農業委員会	・ 水田、畑作地域の事業実施に関する事
鳥取県中部総合事務所 農林局・環境建築局	・ 全体計画の助言に関する事

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県農林水産部農業振興局鳥獣対策課	・ 全体計画の助言に関する事

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊は、町内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲や、被害防止策を適切に実施する。また地域からの派遣要請や、被害防止のため、町長の指示により現地調査を行い、最適な捕獲方法を決定し、その対策を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

専門家の指導による現地研修会等を開催し、イノシシ・ニホンジカ侵入防止柵等の正しい設置・維持管理方法、カラス類やハクビシン等の効果的な被害防止技術などの普及定着を図る。
